

○独立行政法人福祉医療機構会計規程

(平成 15 年 10 月 1 日規程第 10 号)

改正	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 2 月 1 日
	平成 18 年 4 月 1 日	平成 18 年 6 月 30 日
	平成 19 年 3 月 1 日	平成 19 年 6 月 29 日
	平成 20 年 3 月 31 日	平成 21 年 3 月 31 日
	平成 22 年 3 月 31 日	平成 22 年 11 月 26 日
	平成 25 年 3 月 29 日	平成 26 年 4 月 1 日
	平成 27 年 3 月 31 日	平成 28 年 3 月 31 日
	平成 29 年 3 月 27 日	平成 29 年 9 月 25 日
	令和元年 5 月 28 日	令和元年 12 月 13 日
	令和 4 年 3 月 29 日	令和 5 年 3 月 31 日
	令和 7 年 1 月 15 日	

目次

第 1 章	総則(第 1 条－第 9 条)
第 2 章	予算(第 10 条－第 11 条)
第 3 章	収入(第 12 条－第 14 条)
第 4 章	支出(第 15 条－第 21 条)
第 5 章	契約(第 22 条－第 32 条)
第 6 章	資産の管理(第 33 条－第 41 条)
第 7 章	決算(第 42 条・第 43 条)
第 8 章	会計監査及び責任(第 44 条－第 46 条)
第 9 章	雑則(第 47 条)
附則	

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の財務及び会計に関する基準を確立し、機構の業務の適正かつ効率的な運営と予算の適正な実施を図るとともに、財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とする。

(準拠規程)

第 2 条 機構の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)、独立行政法人福祉医療機構法(平成 14 年法律第 166 号。以下「機構法」という。)及び独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令(平成 15 年厚生労働省令第 148 号。以下「命令」という。)その他の機構の財務及び会計に関して適用又は準用される法令並びに独立行政法人福祉医療機構業務方法書、承継年金住宅融資等債権管理回収業務方法書、独立行政法人福祉医療機構年金担保債権及び労災年金担保債権管理回収業務方法書、旧優生保護法補償金等支払等業務方法書及びハンセン病元患者家族補償金支払等業務方法書に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(事業年度所属区分)

第 3 条 機構の資産、負債及び純資産の増減及び異動並びに収益及び費用の発生は、その原因である事実の生じた日の属する事業年度により事業年度所属を区分する。ただし、これにより難しい場合においては、その原因である事実を確認した日の属する事業年度により区分する。

- 2 機構法第12条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号の規定による貸付金並びに当該貸付金の回収金等並びに機構法附則第5条の2第1項及び第2項各号の規定による回収金等は、前項の規定にかかわらず、機構法第14条第1項の規定により委託した業務に係るものについては、同条第2項の規定により業務の委託を受けた金融機関が支払い、又は収納した日の属する事業年度によりその事業年度所属を区分する。

(勘定区分等)

第4条 機構においては、機構の資産、負債及び純資産の増減及び異動並びに収益及び費用を明らかにするため貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定は資産、負債及び純資産に、損益勘定は収益及び費用とに区分して経理する。

- 2 前項の貸借対照表勘定及び損益勘定は、それぞれ次の各号により区分して経理する。

- (1) 機構法第15条第1号に規定する業務に係る経理
- (2) 機構法第15条第2号に規定する業務に係る経理
- (3) 機構法第15条第3号に規定する業務に係る経理
- (4) 機構法附則第5条の2第1項に規定する業務に係る経理
- (5) 機構法附則第5条の2第2項第1号に規定する業務に係る経理
- (6) 機構法附則第5条の2第2項第2号に規定する業務に係る経理
- (7) 機構法附則第5条の3第1項に規定する業務に係る経理
- (8) 機構法附則第5条の5第1項に規定する業務に係る経理

- 3 前項各号に掲げる経理は、第1号に規定する経理を「一般勘定」、第2号に規定する経理を「共済勘定」、第3号に規定する経理を「保険勘定」、第4号に規定する経理を「承継債権管理回収勘定」、第5号に規定する経理を「年金担保債権管理回収勘定」、第6号に規定する経理を「労災年金担保債権管理回収勘定」、第7号に規定する経理を「旧優生保護法補償金等支払等勘定」、第8号に規定する経理を「ハンセン病元患者家族補償金支払等勘定」とする。

- 4 前項に規定する「共済勘定」及び「保険勘定」の貸借対照表勘定及び損益勘定は、命令第11条の定めるところにより、それぞれ業務に関する事務の処理に係る経理及びその他の経理に区分して経理する。

- 5 前項に掲げる経理は、業務に関する事務の処理に係る経理を「業務経理」及びその他の経理を「給付経理」とする。

- 6 第1項に規定する勘定の勘定科目は、別に定めるところによる。

(資金の融通)

第5条 前条第3項に規定する「一般勘定」、「共済勘定」、「保険勘定」、機構法附則第5条の2第5項に規定する「承継債権管理回収勘定」、「年金担保債権管理回収勘定」、「労災年金担保債権管理回収勘定」、機構法附則第5条の3第2項に規定する「旧優生保護法補償金等支払等勘定」及び機構法附則第5条の5第2項に規定する「ハンセン病元患者家族補償金支払等勘定」は、相互に資金の融通をしてはならない。

- 2 前条第5項に規定する「業務経理」及び「給付経理」は、相互に資金の融通をしてはならない。

(会計機関)

第6条 機構は、次に掲げる会計機関を置き、それぞれ理事長の定めるところにより職員を充てるものとする。

- (1) 契約担当役
- (2) 出納命令役
- (3) 現金出納役
- (4) 物品管理役
- (5) 物品出納役
- (6) 不動産管理役

- 2 理事長は、機構法第 15 条各号並びに附則第 5 条の 2 第 5 項、附則第 5 条の 3 第 2 項及び附則第 5 条の 5 第 2 項に規定する勘定ごとに、必要に応じ、職員を会計機関に任命することができる。
- 3 理事長は、前 2 項に規定する会計機関のほか、事務の範囲を定めて第 1 項各号に掲げる分任会計機関に任命することができる。
- 4 理事長は、会計機関に事故があるとき又は必要と認めるときは、会計機関の職務について、他の職員を代理者に任命することができる。
- 5 理事長は、会計機関に任命された職員(前項の規定による代理者を含む。)の所掌に属する事務の一部を補助させるため、職員のうちから補助者を任命することができる。

(会計機関の職務)

第 7 条 契約担当役は、契約その他収入又は支出の原因となる行為及び債権の管理を担当する。ただし、次の第 1 号から第 7 号に掲げる契約及び第 8 号に掲げる債権の管理については、除くものとする。

- (1) 機構法第 12 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号の規定による貸付け並びに機構法附則第 5 条の 2 第 1 項及び第 2 項各号の規定による債権の管理及び回収に係る契約
 - (2) 機構法第 12 条第 1 項第 4 号の規定による業務の受託に係る契約
 - (3) 機構法第 12 条第 1 項第 9 号の規定による退職手当共済契約
 - (4) 機構法第 12 条第 1 項第 10 号の規定による業務に係る契約
 - (5) 機構法第 12 条第 1 項第 11 号の規定による整備及び管理に係る契約(収入の原因となるものに限る。)
 - (6) 機構法第 14 条第 1 項の規定による業務の委託に係る契約
 - (7) 通則法第 45 条第 1 項の規定による借入金の借入れに係る契約、機構法第 17 条第 1 項の規定による借入金の借入れ及び独立行政法人福祉医療機構債券(以下「債券」という。))の発行に係る契約並びに同条第 4 項の規定による事務の委託に係る契約
 - (8) 機構法第 12 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号の規定による貸付け並びに機構法附則第 5 条の 2 第 1 項及び第 2 項各号の規定に係る債権並びに機構法第 12 条第 1 項第 4 号及び第 11 号の規定による業務に係る債権
- 2 出納命令役は、収入及び支出の調査決定、債務者に対する納入の請求、現金出納役に対する現金、預金又は有価証券の出納命令及び勘定科目相互間の振替命令を担当する。
 - 3 現金出納役は、前項の規定による出納命令役の命令を受けて現金、預金及び有価証券の出納及び保管を担当する。
 - 4 物品管理役は、物品(現金、預金及び有価証券以外の一切の動産をいう。以下同じ。))の管理及び物品出納役に対する物品の出納命令を担当する。
 - 5 物品出納役は、前項の規定による物品管理役の命令を受けて、物品の出納及び保管を担当する。
 - 6 不動産管理役は、不動産(土地及び建物その他土地の定着物をいう。以下同じ。))の管理を担当する。
 - 7 前各項の規定は、前条第 4 項の規定により代理者として任命された者について準用する。

(会計機関の兼職禁止)

第 8 条 会計機関のうち、出納命令役と現金出納役及び物品管理役と物品出納役は、それぞれ兼ねることができない。

(取引金融機関)

第 9 条 機構は別に定めるところにより、金融機関(以下「取引金融機関」という。))を指定することができる。

第 2 章 予算

(予算実施計画)

第 10 条 理事長は、命令第 5 条の規定により年度計画に記載した予算に基づき予算実施計画を定め、これを契約担当役に通知しなければならない。

- 2 理事長は、必要があるときは、前項の規定により定めた予算実施計画を変更することができる。

(予算の執行)

第 10 条の 2 契約担当役は、前条の規定により通知を受けた予算実施計画の範囲内において契約その他の行為を行い、その内容を明らかにした書類を出納命令役に送付しなければならない。

(資金計画)

第 11 条 理事長は、命令第 5 条の規定により年度計画に記載した資金計画を出納命令役に通知するものとする。

2 理事長は、必要があるときは、前項の規定により定めた資金計画を変更することができる。

第 3 章 収入

(徴収)

第 12 条 収入は、出納命令役でなければこれを徴収することができない。

2 出納命令役は、収入を徴収しようとするときは、原則として、債務者に対して納入の請求をし、かつ、現金出納役に対して収納を命じなければならない。

3 出納命令役は、回収貸付元利金その他の収入で納入者が納入の請求によらないで収入金を納入した場合は、受託金融機関、取引金融機関又は現金出納役から送付された領収済の報告書その他の関係書類に基づいて、徴収の決定をしなければならない。

(収納)

第 13 条 収入金は、現金出納役でなければこれを収納することができない。ただし、受託金融機関が取り扱う収入金については、この限りでない。

2 収入金は、これを直ちに支出に充てることなく、すべて取引金融機関に預け入れなければならない。ただし、収入金から業務委託先へ支払う手数料を差し引いて支出する場合については、この限りでない。

(督促)

第 14 条 出納命令役は、納入期限までに納付しない債務者に対して、その納入を督促し、収入の確保を図らなければならない。

第 4 章 支出

(支出の決定)

第 15 条 出納命令役は、支出をしようとするときは、当該支出が機構に関する法令、予算、機構の規程、契約及びその他支出の原因となる行為等に違反していないか並びに所属年度及び支出科目に誤りはないか等を調査決定しなければならない。

(支出)

第 16 条 出納命令役は、資金又は経費を支出しようとするときは、現金出納役に対してその支払を命じなければならない。

(支払)

第 17 条 支出金は、現金出納役でなければこれを支払うことができない。

2 支払いは、口座振込（自動引落とし及びファームバンキングによる支払を含む。）又は小切手により行うことを原則とする。

3 支払をしたときは、相手先から領収書又はこれに準ずる証ひょうを受け取らなければならない。ただし、口座振込の場合は、取引金融機関の振込通知書等をもってこれに代えることができる。

(手許現金)

第 18 条 出納命令役は、現金出納役をして、別に定める金額の範囲内で現金を手許に保管し、常用の雑費で、かつ、小口の現金支払を必要とするものの支払いに充てさせることができる。

(前金払及び概算払)

第 19 条 経費の性質上又は事業運営上必要があるときは、第 1 号から第 7 号までに掲げる経費については前金払を、第 6 号から第 9 号までに掲げる経費については概算払をすることができる。

(1) 定期刊行物の代価

- (2) 不動産又は動産の借料
 - (3) 運賃及び保険料
 - (4) 諸謝金
 - (5) 工事請負代金
 - (6) 官公署又は公益法人に対して支払う経費
 - (7) 委託費、助成金及び分担金
 - (8) 旅費
 - (9) 損害賠償金
- 2 出納命令役は、特別の必要がある場合においては、現金出納役をして、前項に掲げる経費以外の経費について前金払又は概算払をさせることができる。

(立替金の支払)

第 20 条 役職員は、緊急その他業務上やむを得ない場合において、物品の購入等を行おうとするときは、出納命令役の承認を受けて立替金の支払を行うことができる。

(部分払)

第 21 条 契約により、工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、その契約により完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、その完済部分又はその既納部分の代価の範囲内で部分払をすることができる。

第 5 章 契約

(一般競争契約)

- 第 22 条 契約担当役は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、次条及び第 24 条に規定する場合を除き一般競争に付さなければならない。
- 2 契約担当役は、前項の規定により締結した一般競争契約を別に定めるところにより、機構ホームページに掲載する方法により公表を行わなければならない。

(指名競争契約)

- 第 23 条 契約担当役は、当該契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で前条の一般競争に付する必要がある場合及び同条の一般競争に付することが不利と認められる場合には、指名競争に付することができる。
- 2 契約担当役は、前項に規定する場合のほか、契約金額が少額である場合その他特別の必要があると認められる場合には、別に定めるところにより、指名競争に付することができる。
- 3 契約担当役は、前 2 項の規定により締結した指名競争契約を別に定めるところにより、機構ホームページに掲載する方法により公表を行わなければならない。

(随意契約)

- 第 24 条 契約担当役は、当該契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争によることができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合には、別に定めるところにより、随意契約によることができる。
- 2 契約担当役は、前項に規定する場合のほか、契約金額が少額である場合その他特別の必要があると認められる場合には、別に定めるところにより、随意契約によることができる。
- 3 契約担当役は、前 2 項の規定により締結した随意契約を別に定めるところにより、機構ホームページに掲載する方法により公表を行わなければならない。

(予定価格)

第 25 条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、当該契約に係る予定価格を作成しなければならない。ただし、契約の内容が軽易なものであるとき又は契約の性質上予定価格の作成を要しないと認められるときは、この限りでない。

(契約書)

第 26 条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な条項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については契約書の作成を省略し、これに代わる書類をもって処理することができる。

(保証金)

第 27 条 契約担当役は、競争に加わろうとする者から入札保証金を、契約を締結する者から契約保証金を納めさせなければならない。ただし、特にその必要がないと認められる場合には、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除し、工事請負契約を締結する場合には、契約保証金の納付に代えて完成保証人を立てさせることができる。

2 前項の保証金の納付は、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(保証金の帰属)

第 28 条 前条の規定により納付された入札保証金のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を締結しないときは機構に帰属するものとする。

2 前条の規定により納付された契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは機構に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

(監督)

第 29 条 契約が締結されたときは、契約の履行を確保するため、別に定めるところにより、その履行の状況を監督しなければならない。ただし、契約の性質又は内容が特に監督を要しないと認められるときは、この限りでない。

(検査)

第 30 条 契約の相手方が契約の履行を完了したとき又は契約の履行中において必要があるときは、別に定めるところにより、その履行の結果を検査しなければならない。ただし、契約の性質又は内容が特に検査を要しないと認められるときは、この限りでない。

(複数年契約)

第 30 条の 2 契約担当役は、必要があると認めるときは、複数年度にわたる契約を締結することができる。

(機構の業務に関する契約)

第 31 条 第 7 条第 1 項各号に掲げる契約等については、本章の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

(政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等の調達手続)

第 32 条 政府調達に関する協定(平成 7 年条約第 23 号)その他の国際約束に係る物品等の調達手続については、別に定めるところによる。

第 6 章 資産の管理

(資産の評価)

第 33 条 資産の記帳価額は、原則として、取得価額によるものとする。

2 資産の取得価額は、その取得のために要した直接費及び間接費の合計額とする。ただし、寄付又は交換により取得した資産については、適正な評価額によるものとする。

(有価証券等の評価基準)

第 34 条 有価証券等の事業年度末における評価は、次のとおりとする。

(1) 満期保有目的の債券は、取得価額で評価する。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められる債券の評価は、償却原価法により行う。

(2) 売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券は時価法により行う。また、時価によって評価することにより生じる評価差額はその全額を貸借対照表の純資産の部に計

上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、当該評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区別して記載しなければならない。

(3) 金銭の信託の評価は、時価法により行う。

2 満期保有目的の債券のうち市場価格のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とする。

(固定資産の価額削除)

第 35 条 固定資産が滅失し、又はこれを譲渡し、売却し、交換し、撤去し、若しくは廃棄したときは、その帳簿価額を削除する。

(固定資産の減価償却の方法)

第 36 条 固定資産(土地その他償却することが適当でないものを除く。)の減価償却は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)を準用し、定額法により、有形固定資産は間接償却の方法で、無形固定資産は直接償却の方法で毎事業年度末に行う。

(固定資産の減損)

第 36 条の 2 固定資産の減損は、別に定めるところにより、毎事業年度末に行う。

(債券発行差額の償却方法)

第 37 条 債券発行差額の償却は、定額法により間接償却の方法で毎事業年度末に行う。

2 前項の償却は、発行日から償還日に至るまでの期間にわたって月割計算により行う。

(不動産及び物品の管理)

第 38 条 不動産及び物品は、常に良好な状態において管理し、その用途に応じて最も効率的に運用しなければならない。

2 不動産及び物品の管理並びに取扱いについては、別に定めるところによる。

(財産の処分等の制限)

第 39 条 不動産及び物品は、適正な対価なくしてこれを貸し付け、譲り渡し、交換し、又は他に使用させてはならない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(債権の管理)

第 40 条 債権の管理については、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上機構の利益に最も適合するように処理しなければならない。

(債権の免除等)

第 41 条 機構の債権は、その全部又は一部を免除し、又はその効力を変更することができない。ただし、債権を行使させるため必要な費用がその債権の額を超えるとき又は理事長が債権の効力を変更することが明らかに機構に有利であると認めたとき、その他やむを得ない特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第 7 章 決算

(月次報告)

第 42 条 出納命令役は、毎月末に収入支出報告書及び合計残高試算表を作成し、翌月末日までに理事長に提出しなければならない。

(財務諸表及び決算報告書)

第 43 条 出納命令役は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる財務諸表及び予算の区分に従い作成した決算報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 行政コスト計算書

(3) 損益計算書

(4) 純資産変動計算書

(5) キャッシュ・フロー計算書

(6) 利益の処分又は損失の処理に関する書類

(7) 附属明細書

第8章 会計監査及び責任

(会計監査)

第44条 理事長は、機構の予算の適確な執行及び会計の適正な処理を期するため、必要があると認めたときは、特に命じた職員に会計監査を行わせるものとする。

(会計機関の事務を行う者の義務及び責任)

第45条 会計機関に任命された者(第6条第3項から第5項の規定により任命された者を含む。以下「会計機関の事務を行う者」という。)は、機構の財務及び会計に関して適用又は準用された法令等及びこの規程に準拠し、かつ、予算の定めるところに従い、善良な管理者の注意をもってそれぞれの職務を行わなければならない。

2 会計機関の事務を行う者は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反する行為をしたことにより機構に損害を与えたときは、その損害の弁償の責に任じなければならない。

3 前項の規定は、役員又は職員が業務上保管し、又は使用する不動産若しくは物品を亡失し、又は損傷したときに準用する。

(責任の分割)

第46条 前条の場合において、損害が2人以上の者の責に帰すべきであると認められるときは、それらの者はそれぞれの職分に応じ、かつ、各人の行為が当該損害の発生に寄与した程度に応じて弁償の責に任じなければならない。

第9章 雑則

(実施細則)

第47条 この規程を実施するため必要な事項については、細則で定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から実施する。

附 則(平成16年3月31日)

この規程の一部改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成17年2月1日)

この規程の一部改正は、平成17年2月1日から実施する。

附 則(平成18年4月1日)

この規程の一部改正は、平成18年4月1日から実施する。

附 則(平成18年6月30日)

この規程の一部改正は、平成18年6月30日から実施する。

附 則(平成19年3月1日)

この規程の一部改正は、平成19年3月1日から実施する。

附 則(平成19年6月29日)

この規程の一部改正は、平成19年6月29日から実施し、平成19年4月1日以降に締結した契約から適用する。

附 則(平成20年3月31日)

この規程の一部改正は、平成20年3月31日から実施する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日)

この規程の一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日)

この規程の一部改正は、平成 22 年 3 月 31 日から実施する。

附 則(平成 22 年 11 月 26 日)

この規程の一部改正は、平成 22 年 11 月 27 日から実施する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日)

この規程の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

この規程の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

この規程の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日)

この規程の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日)

この規程の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 29 年 9 月 25 日)

この規程の一部改正は、平成 29 年 9 月 25 日から実施し、平成 29 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 5 月 28 日)

この規程の一部改正は、令和元年 5 月 28 日から実施し、平成 31 年 4 月 24 日から適用する。ただし、第 43 条の改正規定については、令和元事業年度に係る財務諸表から適用する。

附 則(令和元年 12 月 13 日)

この規程の一部改正は、令和元年 12 月 13 日から実施し、令和元年 11 月 22 日から適用する。

附 則(令和 4 年 3 月 29 日)

この規程の一部改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日)

この規程の一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 7 年 1 月 15 日)

この規程の一部改正は、令和 7 年 1 月 17 日から実施する。